

大総務第 141 号
令和 6 年 3 月 15 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市健康局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

公益財団法人 大阪市救急医療事業団

2 所管所属名

健康局

3 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するため医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携がなされ、休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

急病診療所において医師の診療を補助する看護師の役割は非常に大きく、とりわけ救急医療の経験が豊富な看護師が安定的に雇用され診療の補助を担うことは、医師の負担軽減につながり急病診療所の運営において非常に重要である。そのため、勤続3年以上の看護師を一定水準以上雇用することで、急病診療事業の安定的かつ継続的な実施を目指す。

また、入院及び手術が必要な患者に対する救急診療の実施体制を確保するため、休日・夜間急病診療所からの患者を受け入れる後送病院数を維持する。

【医師等の医療従事者の確保】

指標：勤続3年以上の看護師の割合

目標：中期目標期間を通じて、6割以上

【後送病院との連携】

指標：後送病院数

目標：中期目標期間を通じて、現状と同水準の病院数（現状：33）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

【医師等の医療従事者の確保】

医師の診療を補助する看護師について、勤続3年以上の看護師の割合を、中期目標期間を通じて6割以上とする目標を達成するためには、離職を抑制する必要がある。

離職の原因については、休日・深夜業務に従事する負担、初期救急医療に携わることへの不安感や感染への懸念などがある。

これらの初期救急医療に関わっての負担や不安感等に対しては、新規採用者に対する支援（採用時研修等）や中堅職員のスキルアップに必要な支援（スキルアップ研修、感染症予防研修等）などフォロー体制を整備し、初期救急現場で業務を担う自信と対応力を身につけることにより、長期雇用につながる取組を進める。

これらの取組により、安全かつ安心して働き続けられる職場環境を整え、初期救急医療に経験豊富な看護師の安定的な確保を図る。

【後送病院との連携】

現行の後送病院とは、引き続き連携を密にし、患者の容態に応じた適切かつスムーズな受入体制の維持に努める。具体的には、患者を受け入れた後送病院に対して、調査票を送り、後送した患者の実態把握を行うとともに、意見や要望等があれば調査票に記載してもらうことで問題点や課題の把握・解消に努める。

新たに後送病院を希望する医療機関に対しては、後送病院の仕組みを説明したうえで、後送受入可能日の把握を行い、効果的で安定的な受入体制となるよう調整を行う。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

【医師等の医療従事者の確保】

スキルアップ研修や感染症予防研修等の実施回数、採用時研修の実施率 など

【後送病院との連携】

患者診療実態調査票の回収率、意見等への対応率 など

5 その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

特になし

6 制定日

令和6年 月 日